

# 指導計画書

令和3年度 入学生用  
柔道整復トレーナー学科  
【令和4年度履修科目】

今村学園ライセンスアカデミー

## カリキュラム、実務経験のある教員等による授業科目の一覧表

柔道整復トレーナー学科(令和3年度生)

|             | 教育内容               | 授業科目        | 規程<br>単位 | 規程<br>時間 | 実務経験のある<br>講師による授業時間数<br>(2年次) |  |
|-------------|--------------------|-------------|----------|----------|--------------------------------|--|
| 基礎分野        | 科学的思考の基盤<br>人間と生活  | 栄養学         | 2        | 30       |                                |  |
|             |                    | 臨床心理学       | 2        | 30       |                                |  |
|             |                    | 経済学         | 2        | 30       |                                |  |
|             |                    | 保健体育        | 2        | 30       |                                |  |
|             |                    | 生 物         | 2        | 30       |                                |  |
|             |                    | 外国語(英語)     | 2        | 30       |                                |  |
|             |                    | 介護概論        | 2        | 30       |                                |  |
| 専 門<br>基礎分野 | 人体の構造と機能           | 解剖学Ⅰ        | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 解剖学Ⅱ        | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 解剖学Ⅲ        | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 生理学Ⅰ        | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 生理学Ⅱ        | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 生理学Ⅲ        | 2        | 30       |                                |  |
|             |                    | 運動学Ⅰ        | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 運動学Ⅱ        | 2        | 60       |                                |  |
|             | 疾病と傷害              | 病理学概論       | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 衛生学         | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 一般臨床医学Ⅰ     | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 一般臨床医学Ⅱ     | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 外科学概論Ⅰ      | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 外科学概論Ⅱ      | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 整形外科学       | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | リハビリテーション医学 | 2        | 60       |                                |  |
|             | 柔道整復術の適応           | 柔道整復術の適応    | 2        | 30       |                                |  |
|             | 保健医療福祉と<br>柔道整復の理念 | 公衆衛生学       | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 関係法規        | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道Ⅰ         | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道Ⅱ         | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道Ⅲ         | 1        | 30       |                                |  |
|             | 社会保障制度             | 社会保障制度      | 1        | 30       |                                |  |
| 専 門<br>分野   | 基礎柔道整復学            | 基礎柔道整復学Ⅰ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 基礎柔道整復学Ⅱ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 基礎柔道整復学Ⅲ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 基礎柔道整復学Ⅳ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 基礎柔道整復学Ⅴ    | 2        | 60       | 60                             |  |
|             | 臨床柔道整復学            | 臨床柔道整復学Ⅰ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅱ    | 2        | 60       | 60                             |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅲ    | 2        | 60       | 60                             |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅳ    | 2        | 60       | 60                             |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅴ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅵ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅶ    | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅷ    | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 臨床柔道整復学Ⅸ    | 2        | 30       |                                |  |
|             | 柔道整復実技             | 柔道整復実技Ⅰ     | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅱ     | 2        | 60       | 60                             |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅲ     | 2        | 60       | 60                             |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅳ     | 2        | 60       | 60                             |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅴ     | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅵ     | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅶ     | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅷ     | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | 柔道整復実技Ⅸ     | 1        | 30       |                                |  |
|             | 臨床実習               | 臨床実習Ⅰ       | 2        | 90       |                                |  |
|             |                    | 臨床実習Ⅱ       | 2        | 90       | 90                             |  |
|             | 選 択<br>必須科目        | 基礎医学特論      | 基礎医学特論   | 2        | 60                             |  |
|             |                    |             | 総合演習     |          |                                |  |
| 総合演習        |                    | 総合演習Ⅰ       | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 総合演習Ⅱ       | 1        | 30       |                                |  |
|             |                    | 総合演習Ⅲ       | 1        | 30       |                                |  |
| トレーニング指導論   |                    | トレーニング指導論Ⅰ  | 2        | 60       |                                |  |
|             |                    | トレーニング指導論Ⅱ  | 2        | 60       |                                |  |
| 合計          |                    |             | 108      | 3,000    | 510                            |  |

# 指導計画書

教科名 解剖学Ⅱ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (全て・一部 なし、その他( ))  
講師名 横山 幸三

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

目的: 人体の形態と構造を学び、健康と病気の成り立ちを理解するための基礎知識を習得することを目的とする。  
体の仕組みの知識を習得し、臨床の診察に応用できるようになる。

講義内容: 1. 消化器 2. 呼吸器 3. 泌尿器 4. 生殖器 5. 内分泌器 6. 神経  
7. 感覚器 8. 体表解剖

### 3. 授業計画(予定)

|      |                |      |                   |
|------|----------------|------|-------------------|
| 第1回  | 消化器構造、口腔、唾液腺、歯 | 第1回  | 神経系構造、特徴、神経組織     |
| 第2回  | 舌、咽頭、食道、胃      | 第2回  | 中枢神経区分、脳室、髄膜、脳脊髄液 |
| 第3回  | 小腸、大腸          | 第3回  | 終脳、間脳             |
| 第4回  | 肝臓、胆道、膵臓、腹膜    | 第4回  | 中脳、橋、延髄、小脳        |
| 第5回  | 呼吸器構造、鼻、咽頭、喉頭  | 第5回  | 脊髓区分、伝導路          |
| 第6回  | 気管・気管支、肺・胸膜、縦隔 | 第6回  | 末梢神経構造、脳神経        |
| 第7回  | 泌尿器構造、腎臓、尿管    | 第7回  | 脳神経、脊髄神経          |
| 第8回  | 膀胱、尿道、生殖器構造    | 第8回  | 脊髄神経              |
| 第9回  | 男性生殖器          | 第9回  | 自律神経              |
| 第10回 | 女性生殖器          | 第10回 | 感覚器構造、皮膚          |
| 第11回 | 内分泌構造          | 第11回 | 深部組織の感覚神経         |
| 第12回 | 下垂体            | 第12回 | 視覚器               |
| 第13回 | 甲状腺、上皮小体       | 第13回 | 聴覚器・平衡器、味覚器、嗅覚器   |
| 第14回 | 副腎、膵臓          | 第14回 | 体表解剖①             |
| 第15回 | 精巣、卵巣、胸腺       | 第15回 | 体表解剖②             |

## 修了認定の基準

- 原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- 単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- 原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- 不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- 病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- 単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

- 全国柔道整復学校協会監修 解剖学(医歯薬出版)
- 演習プリント

# 指導計画書

教科名 生理学Ⅱ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (全て・一部・なし・その他( ))  
講師名 祐徳 美耀子

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

生理学は健全な人体の働きを扱う学問である。しかし、医療従事者が臨床の場において接するのは何らかの疾病を有する患者である。各疾患の病態生理学を理解するには、まず健全な人体の生理学を修得する必要がある。各臓器の正常な働きを知った上でなければ、その働きが損なわれたときの病態生理学を理解することはできない。このような見地から、健全な人体の生理学を教授しながら臨床に即した病態生理学についても解説する。生理学は基礎科目であるが、臨床に役立つ生理学を講義する。前期内容は、循環、呼吸、消化と吸収、尿の生成と排泄などについて教授する。後期内容は、内分泌の機能、生殖、骨の生理学などについて教授する。

### 3. 授業計画(予定)

|      |            |      |           |
|------|------------|------|-----------|
| 第1回  | 循環の生理学(1)  | 第1回  | 内分泌の機能(1) |
| 第2回  | 循環の生理学(2)  | 第2回  | 内分泌の機能(2) |
| 第3回  | 循環の生理学(3)  | 第3回  | 内分泌の機能(3) |
| 第4回  | 循環の生理学(4)  | 第4回  | 内分泌の機能(4) |
| 第5回  | 呼吸の生理学(1)  | 第5回  | 内分泌の機能(5) |
| 第6回  | 呼吸の生理学(2)  | 第6回  | 内分泌の機能(6) |
| 第7回  | 呼吸の生理学(3)  | 第7回  | 生殖(1)     |
| 第8回  | 呼吸の生理学(4)  | 第8回  | 生殖(2)     |
| 第9回  | 消化と吸収(1)   | 第9回  | 生殖(3)     |
| 第10回 | 消化と吸収(2)   | 第10回 | 骨の生理学(1)  |
| 第11回 | 消化と吸収(3)   | 第11回 | 骨の生理学(2)  |
| 第12回 | 尿の生成と排泄(1) | 第12回 | 骨の生理学(3)  |
| 第13回 | 尿の生成と排泄(2) | 第13回 | まとめ       |
| 第14回 | 尿の生成と排泄(3) | 第14回 | 復習        |
| 第15回 | まとめ        | 第15回 | 復習        |

## 修了認定の基準

- 原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- 単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- 原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- 不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- 病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- 単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

- 公益社団法人 全国柔道整復学校協会 監修「生理学 改訂第4版」  
根来英雄、貴邑富久子著 著
- 講義において配布するプリント

# 指導計画書

教科名 生理学Ⅲ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 後期 令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て・一部 なし その他( ) )  
講師名 横山 幸三

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

神経の機能(神経系の成り立ち、内臓機能の調節、姿勢と運動の調節、高次脳機能)と感覚の生理学(感覚の種類、体性感覚、内臓感覚、嗅覚と味覚、聴覚、視覚、前庭感覚)について学習する。

また、高齢者の生理学的特徴について学習し、加齢に伴う組織の変化についても学び、その後、トレーニングが身体に与える影響や身体の適応について理解を深める。

指導方法は、パワーポイント(PC)による講義内容の説明および板書により説明補足を行う。また、毎回小テストを実施し、生理学Ⅲの講義内容の理解度を確認する。

### 3. 授業計画(予定)

- 第1回 運動の生理学①
- 第2回 運動の生理学② 脊髄反射
- 第3回 運動の生理学③ 他の反射 小脳基底核 運動連合野
- 第4回 感覚① 受容体 視覚①
- 第5回 視覚② 聴覚①
- 第6回 聴覚② 平衡感覚
- 第7回 味覚 嗅覚 体性感覚①
- 第8回 感覚の生理②
- 第9回 感覚の生理③ 高齢者の生理①
- 第10回 高齢者の生理①
- 第11回 高齢者の生理②
- 第12回 運動と加齢 発育と発達①
- 第13回 発育と発達② 競技者の生理①
- 第14回 競技者の生理②
- 第15回 まとめ

## 修了認定の基準

- ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- ・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- ・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- ・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- ・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- ・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

(公社)全国柔道整復学校協会 監修  
生理学(南江堂)

# 指導計画書

教科名 運動学 I  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て・一部 なし その他( ) )  
講師名 横山 幸三

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

目的: 人間の正常運動のしくみを学び、健康と病気の成り立ちを理解するための

目的: 基礎知識を習得することを目的とする。

### 3. 授業計画(予定)

|      |                              |      |           |
|------|------------------------------|------|-----------|
| 第1回  | 運動学の目的、運動の表し方、<br>身体運動に関する力  | 第1回  | 上肢帯の運動    |
| 第2回  | 力の演習                         | 第2回  | 上肢帯の運動    |
| 第3回  | 単一器械運動、運動の法則、<br>仕事と力学的エネルギー | 第3回  | 肩関節の運動    |
| 第4回  | 運動の法則の演習                     | 第4回  | 肘関節の演習    |
| 第5回  | 骨・関節の構造と機能                   | 第5回  | 手関節の運動    |
| 第6回  | 骨格筋の構造と機能                    | 第6回  | 股関節の演習    |
| 第7回  | 骨・関節・筋の演習                    | 第7回  | 股関節の運動    |
| 第8回  | 神経の構造と機能                     | 第8回  | 膝関節の運動    |
| 第9回  | 神経の演習                        | 第9回  | 膝関節の運動    |
| 第10回 | 運動感覚                         | 第10回 | 足関節の足部の運動 |
| 第11回 | 運動感覚の演習                      | 第11回 | 足関節と足部の運動 |
| 第12回 | 反射                           | 第12回 | 体幹の運動     |
| 第13回 | 反射の演習                        | 第13回 | 体幹の運動     |
| 第14回 | 随意運動                         | 第14回 | 頸部の運動     |
| 第15回 | 随意運動の演習                      | 第15回 | 顔面の運動     |

## 修了認定の基準

- 原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- 単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- 原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- 不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- 病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。  
この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- 単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

- 全国柔道整復学校協会監修 運動学(医歯薬出版)
- 演習プリント

# 指導計画書

教科名 衛生学  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期 令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て・一部 なし、その他( ))  
講師名 杉原 一正

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

健康の概念、疾病予防と健康管理、感染症の予防と消毒、環境衛生(環境保健)、生活環境、食品衛生活動について学び、人々が健康の保持、増進をはかるための基礎的知識を修得する。

指導方法は、パワーポイント(PC)による講義の内容の説明、解説および板書による説明補足を行う。

また、毎回小テストを実施し、衛生学の講義内容の理解度を確認する。

### 3. 授業計画(予定)

- 第1回 衛生学の歴史
- 第2回 健康の概念
- 第3回 疾病の予防と健康管理
- 第4回 感染症
- 第5回 感染症の予防対策
- 第6回 消毒
- 第7回 環境衛生(環境保健)、環境とは
- 第8回 人間(主体)ー環境系
- 第9回 物理的環境要因
- 第10回 化学的環境要因
- 第11回 喫煙と健康
- 第12回 空気の衛生と大気汚染
- 第13回 生活環境、食品衛生活動、水の衛生と水質汚染
- 第14回 衣服、住居、食品の衛生活動
- 第15回 栄養改善活動

## 修了認定の基準

- ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- ・単位認定試験(学科)、授業態度、および与えられた課題(小テスト)の合格をもって所定の単位を与える。
- ・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- ・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- ・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。  
この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- ・単位認定試験(学科)の得点、授業態度、課題(小テスト)の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- ・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

(社)全国柔道整復学校協会 監修  
衛生学・公衆衛生学(南江堂)

# 指導計画書

教科名 一般臨床医学 I  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 後期 令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て・一部 なし、その他( ))  
講師名 小田代 卓也

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

柔道整復師として必要な医学的知識の習得を目的とする。  
下記教科書に沿って講義を行う。

### 3. 授業計画(予定)

- 第1回 診察概診、医療面接
- 第2回 視診体格、体位、姿勢、栄養状態
- 第3回 精神状態、異常運動
- 第4回 歩行、皮膚色調の変化、チアノーゼ、浮腫
- 第5回 発疹、出血傾向
- 第6回 レイノー現象、胸部視診
- 第7回 腹部視診、四肢の視診、打診
- 第8回 聴診、触診
- 第9回 聴診、打診、実習、筋肉、骨の触診
- 第10回 腹壁の緊張状態、体温、血圧、リンパ節腫脹
- 第11回 脈拍、甲状腺
- 第12回 呼吸、血圧測定、感覚検査
- 第13回 表在反射、深部反射、病的反射、意識障害、関節痛、生理機能検査
- 第14回 クローヌス、自律神経反射、意識障害 他
- 第15回 問題実習、腱反射実習

## 修了認定の基準

- ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- ・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- ・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- ・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- ・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。  
この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- ・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

一般臨床医学



# 指導計画書

教科名 整形外科学  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (全て・一部 なし・その他( ))  
講師名 森岡 芳子

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習、実技とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

整形外科医と柔道整復師とで実際の診療内容には違いはあるが、整形外科学として学ぶべき基本的内容については、共通のものでなければならない。それを踏まえて、柔道整復師に必要な整形外科的知識を習得することを目的とする。

### 3. 授業計画(予定)

|      |                           |      |                                       |
|------|---------------------------|------|---------------------------------------|
| 第1回  | 第1章 運動器の基礎知識              | 第1回  | 第8章 疾患別各論 B. 骨および軟部腫瘍                 |
| 第2回  | 第2章 整形外科診察法               | 第2回  | 第8章 疾患別各論 C. 非感染性軟部・骨関節疾患             |
| 第3回  | 第3章 整形外科検査法               | 第3回  | 第8章 疾患別各論 E. 骨端症                      |
| 第4回  | 第4章 整形外科治療法               | 第4回  | 第9章 身体部位別各論 A. 体幹(P149～169)           |
| 第5回  | 第4章 整形外科治療法               | 第5回  | 第9章 身体部位別各論 B1. 肩～肩甲帯(P170～187)       |
| 第6回  | 第5章 骨・関節損傷総論              | 第6回  | 第9章 身体部位別各論 B2. 上腕～肘(P188～202)        |
| 第7回  | 第6章 スポーツ整形外科総論            | 第7回  | 第9章 身体部位別各論 B3. 前腕～B5. 手・手指(P202～215) |
| 第8回  | 第6章 スポーツ整形外科総論            | 第8回  | 第8章 疾患別各論 D. 全身性の骨・軟部組織(P114～126)     |
| 第9回  | 第6章 スポーツ整形外科総論            | 第9回  | 第9章 身体部位別各論 C. 骨盤～下肢(P216～264)        |
| 第10回 | 第6章 スポーツ整形外科総論            | 第10回 | 第9章 身体部位別各論 C. 骨盤～下肢(P216～264)        |
| 第11回 | 第7章 リハビリテーション総論           | 第11回 | 第9章 身体部位別各論 C. 骨盤～下肢(P216～264)        |
| 第12回 | 第8章 疾患別各論 A. 感染性疾患        | 第12回 | 第8章 疾患別各論 G. 神経・筋疾患                   |
| 第13回 | 第8章 疾患別各論 B. 骨および軟部腫瘍     | 第13回 | 第8章 疾患別各論 G. 神経・筋疾患                   |
| 第14回 | 第8章 疾患別各論 C. 非感染性軟部・骨関節疾患 | 第14回 | 第8章 疾患別各論 F. 四肢循環障害                   |
| 第15回 | 第8章 疾患別各論 D. 全身性の骨・軟部組織   | 第15回 | スポーツ整形外科                              |
| 第15回 | 第8章 疾患別各論 E. 骨端症          |      |                                       |

## 修了認定の基準

- 原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- 単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- 原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- 不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- 病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- 単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

整形外科学(南江堂)

# 指導計画書

教科名 リハビリテーション医学  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て ・ 一部 なし ・ その他( ) )  
講師名 森岡 芳子

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習、実技とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

現在、医療の主流は、急性期病院での治療をできるだけ短期間で終了して、次の回復期のリハビリテーションを行い、自宅退院へつなげることである。このような背景から柔道整復師もリハビリテーションに関わる機会は増えるだろう。その際、必要な知識をこの講義では身につけることを目的とする。

### 3. 授業計画(予定)

|      |   |      |   |
|------|---|------|---|
| 第1回  | 第4章 A. 運動学と機能解剖 B. 身体所見                     | 第1回  | 第1章 リハビリテーションの理念                                  |
| 第2回  | 第4章 C. 小児の運動発達の評価                           | 第2回  | 第2章 リハビリテーションの対象と障害者の実態                           |
| 第3回  | 第4章 D. ADLの評価                               | 第3回  | 第3章 障害の階層とアプローチ                                   |
| 第4回  | 第4章 E. 心理的評価                                | 第4回  | 第5章 B. リハビリテーション治療学                               |
| 第5回  | 第4章 F. 認知症の評価                               | 第5回  | 第4章 G. 電気生理学的診断法 H. 画像診断                          |
| 第6回  | 第4章 I. 運動失調                                 | 第6回  | 第6章 リハビリテーションと関連職種                                |
| 第7回  | 第5章 A. 1 障害の評価～ A. 4 筋萎縮                    | 第7回  | 第7章 A. 理学療法 B. 作業療法                               |
| 第8回  | 第5章 A. 5 神経麻痺                               | 第8回  | 第7章 C. 言語聴覚療法                                     |
| 第9回  | 第5章 A. 6 痙縮～A. 7 摂食嚥下障害                     | 第9回  | 第7章 D. 補装具  |
| 第10回 | 第5章 A. 8 高次機能障害～<br>A. 9 ライフサイクルと各ステージの障害特性 | 第10回 | 第8章 高齢者のリハビリテーション<br>A. 平均寿命～I. パーキンソン病のリハビリテーション |
| 第11回 | 第9章 A. 骨折の治療と後療法                            | 第11回 | 第8章 J. 脳卒中  |
| 第12回 | 第9章 B. 骨粗鬆症                                 | 第12回 | 第9章 F. 頸肩腕症候群の病態とアプローチ                            |
| 第13回 | 第9章 C. 捻挫へのアプローチ<br>D. 上肢損傷後症候群             | 第13回 | 第9章 G. 腰痛症の病態とアプローチ                               |
| 第14回 | 第9章 E. 下肢損傷後症候群                             | 第14回 | 第9章 H. 肋骨骨折へのアプローチ<br>I. アキレス腱断裂へのアプローチ           |
| 第15回 | 第10章 リハビリテーションと福祉                           | 第15回 | 第11章 障害者スポーツ                                      |

## 修了認定の基準

- 原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- 単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- 原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- 不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- 病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。  
この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- 単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

リハビリテーション医学

# 指導計画書

教科名 公衆衛生学  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 後期 令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て・一部 なし その他( ))  
講師名 杉原 一正

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

柔道整復師は、地域の公衆衛生活動の推進者であるので、その実践に必要な知識を修得する。  
授業はパワーポイント(PC)による講義と板書による説明補足を行う。また、毎回小テストを実施し、公衆衛生学の講義内容の理解度を確認する。

### 3. 授業計画(予定)

- 第1回 ライフサイクルと母子保健
- 第2回 学校保健の意味、保健教育
- 第3回 産業保健の目的
- 第4回 職業病とその対策
- 第5回 職場における健康診断と健康増進
- 第6回 成人・高齢者の健康状態
- 第7回 成人保健(成人病から生活習慣病へ)
- 第8回 精神保健の定義と歴史
- 第9回 精神保健活動とその原則
- 第10回 地域保健と国際保健
- 第11回 衛生行政と保健医療の制度
- 第12回 医療保険
- 第13回 保健・医療・福祉関係の法規
- 第14回 医療の倫理と安全の確保
- 第15回 疫学的調査の手順の留意事項

## 修了認定の基準

- ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- ・単位認定試験(学科)、授業態度、および与えられた課題(小テスト)の合格をもって所定の単位を与える。
- ・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- ・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- ・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。  
この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- ・単位認定試験(学科)の得点、授業態度、課題(小テスト)の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- ・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

(社) 全国柔道整復学校協会監修  
衛生学・公衆衛生学(南江堂)

# 指導計画書

教科名 柔道Ⅱ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (全て・一部 なし、その他( ))  
講師名 今林 亮平・堀之内 俊隆

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

実技とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

柔道は直接的な格闘形式の対人スポーツとしての特性を持つものである。したがって、柔道では基本的動作を確実に身に付け、対人的技能による攻防の技能を習得させ、技能の程度に応じた練習や試合ができるようにする。また、伝統的な行動の仕方を身につけるとともに規則やマナーを守り、相手を尊重し自己の最高の能力を発揮し、公正な態度で技能を競い合い、楽しさと喜びが味わえるような練習や試合ができるようにする。

- ①投げ技、固め技の基本的な動きを身に付け、対人的技能を自由練習や試合で生かすことができるようにする。
- ②練習や試合を通して、体力・気力の充実を図るとともに、礼儀、公正、遵守、最善及び勝敗に対する態度を養う。
- ③簡易な試合の審判や試合を計画・運営する能力を養う。
- ④昇段審査や認定実技審査に対応する力をつける。

### 3. 授業計画(予定)

|      |                   |             |      |                 |          |
|------|-------------------|-------------|------|-----------------|----------|
| 第1回  | 投げ技の基本動作…姿勢と組み方   | かかり練習及び約束練習 | 第1回  | 投げ技の連絡変化        |          |
| 第2回  | "                 | …進退動作       | 第2回  | 個々の技を約束練習で復習    |          |
| 第3回  | "                 | …崩しと体捌き     | 第3回  | かかり練習・約束練習・自由練習 |          |
| 第4回  | 受身(遠く、高く、大きく)     | かかり練習及び約束練習 | 第4回  | "               |          |
| 第5回  | 固め技の基本動作…応用的な基本動作 |             | 第5回  | 固め技の連絡変化        |          |
| 第6回  | 抑え技の練習            | 投の形(浮き落し)   | 第6回  | 固め技の約束練習        |          |
| 第7回  | 絞め技の練習            | 投の形(背負い投げ)  | 第7回  | 固め技の自由練習        |          |
| 第8回  | 関節技の練習            | 投の形(肩車)     | 第8回  | 投げ技の約束練習        | 投げの形(手技) |
| 第9回  | 投の形(浮き腰)          |             | 第9回  | "               | 投げの形(腰技) |
| 第10回 | 投の形(払い腰)          |             | 第10回 | "               | 投げの形(足技) |
| 第11回 | 投の形(釣り込み腰)        |             | 第11回 | 固め技の約束練習        | 投の形総合練習  |
| 第12回 | 投の形(送り足払い)        |             | 第12回 | 固め技の約束練習        | 投の形総合練習  |
| 第13回 | 投の形(支え釣り込み足)      |             | 第13回 | 投の形             | 相互評価     |
| 第14回 | 投の形(内股)           |             | 第14回 | "               |          |
| 第15回 | 投の形総合練習           |             | 第15回 | "               |          |

## 修了認定の基準

- ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- ・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- ・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- ・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- ・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- ・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

県柔道会「柔道の手引き」、高校生の柔道、プリント、ビデオ

# 指導計画書

教科名 社会保障制度  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期 令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て・一部 なし その他( ) )  
講師名 今林 亮平

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

柔道整復師は開業できることから医療費等の社会保障制度を理解することにより、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるよう必要な知識を身につける。

### 3. 授業計画(予定)

- 第1回 A 社会保障とは
- 第2回 B 社会保障制度 社会保険制度
- 第3回 B 社会保障制度 年金制度
- 第4回 B 社会保障制度 介護保険制度
- 第5回 C 医療保険制度 国民医療費
- 第6回 C 医療保険制度 保険診療の概要①
- 第7回 C 医療保険制度 保険診療の概要②
- 第8回 C 医療保険制度 診療報酬制度
- 第9回 柔道整復師業務における療養費①
- 第10回 柔道整復師業務における療養費②
- 第11回 療養費の算定①
- 第12回 療養費の算定②
- 第13回 療養費の算定③
- 第14回 療養費請求のケーススタディ
- 第15回 まとめ

## 修了認定の基準

- ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- ・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- ・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- ・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- ・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。  
この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- ・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

社会保障制度と柔道整復師の職業倫理  
柔道整復学理論  
関係法規  
その他関連著書

# 指導計画書

教科名 基礎柔道整復学V  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (( 全て ) 一部・なし・その他( ))  
講師名 岡元 彩香

| 実務履歴   | 整形外科 他                     | 柔道整復師                        |
|--|----------------------------|------------------------------|
| 指導内容及び指導方法   |                            |                              |
| 1. 指導の方法<br>講義及び演習とする。   |                            |                              |
| 2. 授業の概要・目標・到達目標<br>手関節部の脱臼、手根骨部の骨折、脱臼、軟部組織損傷の理論および各論について学び、損傷する関節周囲の解剖を理解し、習得する。<br>柔道整復師として備えるべき外傷疾患への対応能力の強化のため、外傷の保存療法について学習する。外傷の経過を診る能力や保存療法の経過や治癒、指導管理を適切に行う能力を身につけることを目標とする。   |                            |                              |
| 3. 授業計画(予定)  |                            |                              |
| 第1回  | 外傷保存療法の経過・治癒判定 H 整復・固定後の確認 | 第1回 前期復習                     |
| 第2回  | " I 医科との連携 J 固定期間の検討       | 第2回 関節部の脱臼 (遠位橈尺関節脱臼)        |
| 第3回  | " k 後療法                    | 第3回 " (橈骨手根脱臼)               |
| 第4回  | " k 後療法                    | 第4回 " (月状骨脱臼及び月状骨周囲脱臼)       |
| 第5回  | " k 後療法                    | 第5回 復習                       |
| 第6回  | " l 治癒の判定                  | 第6回 手関節部の軟部組織損傷(三角線維軟骨複合体損傷) |
| 第7回  | " l 治癒の判定                  | 第7回 " (ド・ケルバン病)              |
| 第8回  | " M 注意事項 N 指導管理 O 予後       | 第8回 " (末梢神経障害)               |
| 第9回  | まとめ                        | 第9回 " (キーンバック病)              |
| 第10回   | 解剖と機能                      | 第10回 " (マーデルング変形)            |
| 第11回   | 解剖と機能                      | 第11回 復習                      |
| 第12回   | 手根骨部の骨折 (舟状骨骨折)            | 第12回 注意すべき疾患 (関節リウマチ、変形性関節症) |
| 第13回   | " (三角骨骨折)                  | 第13回 " (ガングリオン、尺骨突き上げ症候群)    |
| 第14回   | " (有鉤骨骨折、豆状骨骨折)            | 第14回 " (手根骨不安定症、手根骨突発性壊死)    |
| 第15回   | " (その他の手根骨骨折)              | 第15回 復習                      |
| 修了認定の基準  |                            |                              |
| ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。<br>・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。<br>・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。<br>・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。<br>・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。<br>この試験の点数は、実点の8割に計算される。 |                            |                              |
| 評価方法   |                            |                              |
| ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。<br>・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。  |                            |                              |
| 使用教科書名   |                            |                              |
| 柔道整復学理論<br>柔道整復学実技<br>解剖学  |                            |                              |

# 指導計画書

教科名 臨床柔道整復学Ⅱ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て ) ・ 一部 ・ なし ・ その他 ( )  
講師名 田口 賢太郎

|  |                 |
|--|-----------------|
| 実務履歴   | 整骨院 他 柔道整復師     |
| 指導内容及び指導方法   |                 |
| 1. 指導の方法<br>講義及び演習とする。   |                 |
| 2. 授業の概要・目標・到達目標<br>「骨盤部・大腿部・下腿部の損傷の各論」<br>下肢損傷の理論を統合的に捉え各論について講義する。<br>下肢損傷は重症となるケースが多く、交通事故、労働災害などで生命に関わる合併症に注意しなければならない。<br>各部位の機能解剖、損傷の分類、起こりえる合併症、観血治療、保存療法を十分に理解させる。   |                 |
| 3. 授業計画(予定)  |                 |
| 第1回 骨盤骨骨折の分類と機能解剖  | 第1回 大腿部の解剖と機能   |
| 第2回 骨盤骨環骨折   | 大腿骨幹部の骨折①       |
| 第3回 骨盤骨環骨折②  | 第2回 大腿骨幹部の骨折②   |
| 第4回 大腿骨近位端部骨折の分類と機能解剖  | 第3回 大腿骨幹部の骨折③   |
| 第5回 大腿骨近位部の骨折①   | 第4回 大腿骨幹部の骨折④   |
| 第6回 大腿骨近位部の骨折②   | 第5回 大腿部の軟部組織損傷① |
| 第7回 股関節脱臼①   | 第6回 大腿部の軟部組織損傷② |
| 第8回 股関節脱臼②   | 第7回 大腿部の軟部組織損傷③ |
| 第9回 股関節脱臼③   | 第8回 大腿骨遠位端部骨折①  |
| 第10回 股関節軟部組織損傷①  | 第9回 大腿骨遠位端部骨折②  |
| 第11回 股関節軟部組織損傷②  | 第10回 大腿骨遠位端部骨折③ |
| 第12回 股関節軟部組織損傷③  | 第11回 下腿骨近位端部骨折① |
| 第13回 股関節軟部組織損傷④  | 第12回 下腿骨近位端部骨折② |
| 第14回 注意すべき疾患①  | 第13回 下腿骨近位端部骨折③ |
| 第15回 注意すべき疾患②  | 第14回 膝蓋骨の骨折     |
|  | 第15回 膝蓋骨の脱臼     |
| 修了認定の基準  |                 |
| ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。<br>・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。<br>・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。<br>・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。<br>・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。<br>この試験の点数は、実点の8割に計算される。 |                 |
| 評価方法   |                 |
| ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。<br>・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。  |                 |
| 使用教科書名   |                 |
| 柔道整復学理論編、実技編 南江堂<br>神中整形外科学 南山堂、図解関節・運動器の機能解剖 協同医書<br>図解整形外科学診察の進め方 医学書院、カパンディ関節の生理学 医歯薬出版、スポーツ外傷学 医歯薬出版   |                 |

# 指導計画書

教科名 臨床柔道整復学Ⅲ  
 対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
 期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
 実務経験のある講師による指導 (全て) 一部・なし・その他( )  
 講師名 野村 あゆみ・坂元 敏朗

|   |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
|---|---|------|-------------------|-----|--------------|-----|-------------------|-----|--------------|-----|-------------------|-----|--------------|-----|--------|-----|--------------|-----|---------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|---------|-----|---------------|-----|-----------|-----|--------------------|-----|-----------|------|-------------|------|-------------|------|----------------|------|-------------|------|----------------|------|-------------|------|----------------------------|------|-------------|------|---------|------|----------|------|----|------|----------|
| 実務履歴  | 野村 あゆみ 整骨院 他 柔道整復師<br>坂元 敏朗 整骨院 他 柔道整復師 |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 指導内容及び指導方法  |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| <p>1. 指導の方法<br/>講義及び演習とする。</p> <p>2. 授業の概要・目標・到達目標<br/>下肢の軟部組織理論や各論を学ぶ。<br/>軟部組織損傷と骨折、脱臼理論を総合的に捉え、鑑別する。<br/>下肢の解剖について理解を深める。</p> <p>3. 授業計画(予定)</p> <table border="0"> <tr> <td>第1回</td> <td>下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼</td> <td>第1回</td> <td>膝関節部の軟部組織損傷①</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼</td> <td>第2回</td> <td>膝関節部の軟部組織損傷②</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼</td> <td>第3回</td> <td>膝関節部の軟部組織損傷③</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>足根骨骨折①</td> <td>第4回</td> <td>膝関節部の軟部組織損傷④</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>足根骨骨折② 足関節の脱臼</td> <td>第5回</td> <td>膝関節部の軟部組織損傷⑤</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>足関節部の軟部組織損傷①</td> <td>第6回</td> <td>膝関節部の軟部組織損傷⑥</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>足関節部の軟部組織損傷②</td> <td>第7回</td> <td>注意すべき疾患</td> </tr> <tr> <td>第8回</td> <td>足・趾部の損傷 解剖と機能</td> <td>第8回</td> <td>下腿骨骨幹部骨折①</td> </tr> <tr> <td>第9回</td> <td>足根骨の骨折 舟状骨、立方骨、楔状骨</td> <td>第9回</td> <td>下腿骨骨幹部骨折②</td> </tr> <tr> <td>第10回</td> <td>中足骨の骨折、趾骨骨折</td> <td>第10回</td> <td>下腿部の軟部組織損傷①</td> </tr> <tr> <td>第11回</td> <td>足根部の脱臼と軟部組織損傷①</td> <td>第11回</td> <td>下腿部の軟部組織損傷②</td> </tr> <tr> <td>第12回</td> <td>足根部の脱臼と軟部組織損傷②</td> <td>第12回</td> <td>下腿部の軟部組織損傷③</td> </tr> <tr> <td>第13回</td> <td>中足趾節関節、趾節間関節の脱臼、<br/>軟部組織損傷</td> <td>第13回</td> <td>下腿部の軟部組織損傷④</td> </tr> <tr> <td>第14回</td> <td>注意すべき疾患</td> <td>第14回</td> <td>注意すべき疾患①</td> </tr> <tr> <td>第15回</td> <td>復習</td> <td>第15回</td> <td>注意すべき疾患②</td> </tr> </table> |   | 第1回  | 下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼 | 第1回 | 膝関節部の軟部組織損傷① | 第2回 | 下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼 | 第2回 | 膝関節部の軟部組織損傷② | 第3回 | 下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼 | 第3回 | 膝関節部の軟部組織損傷③ | 第4回 | 足根骨骨折① | 第4回 | 膝関節部の軟部組織損傷④ | 第5回 | 足根骨骨折② 足関節の脱臼 | 第5回 | 膝関節部の軟部組織損傷⑤ | 第6回 | 足関節部の軟部組織損傷① | 第6回 | 膝関節部の軟部組織損傷⑥ | 第7回 | 足関節部の軟部組織損傷② | 第7回 | 注意すべき疾患 | 第8回 | 足・趾部の損傷 解剖と機能 | 第8回 | 下腿骨骨幹部骨折① | 第9回 | 足根骨の骨折 舟状骨、立方骨、楔状骨 | 第9回 | 下腿骨骨幹部骨折② | 第10回 | 中足骨の骨折、趾骨骨折 | 第10回 | 下腿部の軟部組織損傷① | 第11回 | 足根部の脱臼と軟部組織損傷① | 第11回 | 下腿部の軟部組織損傷② | 第12回 | 足根部の脱臼と軟部組織損傷② | 第12回 | 下腿部の軟部組織損傷③ | 第13回 | 中足趾節関節、趾節間関節の脱臼、<br>軟部組織損傷 | 第13回 | 下腿部の軟部組織損傷④ | 第14回 | 注意すべき疾患 | 第14回 | 注意すべき疾患① | 第15回 | 復習 | 第15回 | 注意すべき疾患② |
| 第1回   | 下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼                       | 第1回  | 膝関節部の軟部組織損傷①      |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第2回   | 下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼                       | 第2回  | 膝関節部の軟部組織損傷②      |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第3回   | 下腿骨遠位端部骨折及び足関節の脱臼                       | 第3回  | 膝関節部の軟部組織損傷③      |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第4回   | 足根骨骨折①                                  | 第4回  | 膝関節部の軟部組織損傷④      |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第5回   | 足根骨骨折② 足関節の脱臼                           | 第5回  | 膝関節部の軟部組織損傷⑤      |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第6回   | 足関節部の軟部組織損傷①                            | 第6回  | 膝関節部の軟部組織損傷⑥      |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第7回   | 足関節部の軟部組織損傷②                            | 第7回  | 注意すべき疾患           |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第8回   | 足・趾部の損傷 解剖と機能                           | 第8回  | 下腿骨骨幹部骨折①         |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第9回   | 足根骨の骨折 舟状骨、立方骨、楔状骨                      | 第9回  | 下腿骨骨幹部骨折②         |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第10回  | 中足骨の骨折、趾骨骨折                             | 第10回 | 下腿部の軟部組織損傷①       |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第11回  | 足根部の脱臼と軟部組織損傷①                          | 第11回 | 下腿部の軟部組織損傷②       |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第12回  | 足根部の脱臼と軟部組織損傷②                          | 第12回 | 下腿部の軟部組織損傷③       |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第13回  | 中足趾節関節、趾節間関節の脱臼、<br>軟部組織損傷              | 第13回 | 下腿部の軟部組織損傷④       |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第14回  | 注意すべき疾患                                 | 第14回 | 注意すべき疾患①          |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 第15回  | 復習                                      | 第15回 | 注意すべき疾患②          |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 修了認定の基準   |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。</li> <li>単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。</li> <li>原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。</li> <li>不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。</li> <li>病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。</li> </ul>   |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 評価方法  |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。</li> <li>GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。</li> </ul>   |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 使用教科書名  |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |
| 柔道整復学理論、柔道整復学実技、解剖学   |   |      |                   |     |              |     |                   |     |              |     |                   |     |              |     |        |     |              |     |               |     |              |     |              |     |              |     |              |     |         |     |               |     |           |     |                    |     |           |      |             |      |             |      |                |      |             |      |                |      |             |      |                            |      |             |      |         |      |          |      |    |      |          |



# 指導計画書

教科名 臨床柔道整復学Ⅳ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (( 全て ) ・ 一部 ・ なし ・ その他 ( ) )  
講師名 種子田 博史

|  |                    |
|--|--------------------|
| 実務履歴   | 整骨院 他 柔道整復師        |
| 指導内容及び指導方法   |                    |
| 1. 指導の方法<br>講義及び演習とする。   |                    |
| 2. 授業の概要・目標・到達目標<br>体幹の骨折、脱臼、軟部損傷の各論<br>骨折、脱臼の総論の知識をベースに課題に取り組む。<br>臨床例の画像、X線画像や実技により習得に努める。<br>最近の知見、論文を紹介し学習する。<br>理論や実技を体得し、各自が柔道整復師としての必須の素養を身につけることを目指す。  |                    |
| 3. 授業計画(予定)  |                    |
| 第1回 1. 頭部、顔面骨折 ①   | 第1回 3. 脊椎骨折、頸椎骨折 ② |
| 第2回 頭部、顔面骨折②   | 第2回 胸椎・腰椎骨折①       |
| 第3回 顎関節脱臼 ①  | 第3回 胸椎・腰椎骨折②       |
| 第4回 顎関節脱臼 ②  | 第4回 頸椎脱臼、胸椎脱臼①     |
| 第5回 軟部組織損傷、外傷性顎関節損傷 ①  | 第5回 頸椎脱臼、胸椎脱臼②     |
| 第6回 軟部組織損傷、外傷性顎関節損傷②   | 第6回 軟部組織損傷、頸部捻挫①   |
| 第7回 顎関節症 ①   | 第7回 軟部組織損傷、頸部捻挫②   |
| 第8回 顎関節症②  | 第8回 頸椎部の神経損傷①      |
| 第9回 2. 胸部、肋骨骨折 ①   | 第9回 頸椎部の神経損傷 ②     |
| 第10回 胸部、肋骨骨折 ②   | 第10回 胸背部の軟部組織損傷①   |
| 第11回 胸骨骨折 ①  | 第11回 胸背部の軟部組織損傷②   |
| 第12回 胸骨骨折 ②  | 第12回 腰部の軟部組織損傷①    |
| 第13回 軟部組織損傷、胸肋関節、胸部<br>・背部打撲 ①   | 第13回 腰部の軟部組織損傷②    |
| 第14回 軟部組織損傷、胸肋関節、胸部<br>・背部打撲 ②   | 第14回 腰部の疾患①        |
| 第15回 3. 脊椎骨折、頸椎骨折 ①  | 第15回 腰部の疾患②        |
| 修了認定の基準  |                    |
| ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。<br>・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。<br>・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。<br>・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。<br>・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。<br>この試験の点数は、実点の8割に計算される。 |                    |
| 評価方法   |                    |
| ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。<br>・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。  |                    |
| 使用教科書名   |                    |
| 柔道整復学、 神中整形外科、関節の生理学(カパンディ)  |                    |

# 指導計画書

教科名 柔道整復実技Ⅱ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (( 全て ) ・ 一部 ・ なし ・ その他( ) )  
講師名 坂元 敏朗

|  |                     |
|--|---------------------|
| 実務履歴   | 整骨院 他 柔道整復師         |
| 指導内容及び指導方法   |                     |
| 1. 指導の方法<br>実技とする。   |                     |
| 2. 授業の概要・目標・到達目標<br>上肢帯、上腕骨の骨折を題材にし、実践できるよう学習する。   |                     |
| 3. 授業計画(予定)  |                     |
| 第1回 オリエンテーション  | 第1回 前期復習            |
| 第2回 鎖骨骨折 概論  | 第2回 上腕骨顆上骨折 固定法①    |
| 第3回 鎖骨骨折 整復法①  | 第3回 上腕骨顆上骨折 固定法②    |
| 第4回 鎖骨骨折 整復法②  | 第4回 上腕骨顆上骨折 後療法     |
| 第5回 鎖骨骨折 固定法①  | 第5回 上腕骨骨幹部骨折 概論     |
| 第6回 鎖骨骨折 固定法②  | 第6回 上腕骨骨幹部骨折 整復法①   |
| 第7回 鎖骨骨折 後療法   | 第7回 上腕骨骨幹部骨折 整復法②   |
| 第8回 上腕骨外科頸骨折 概論  | 第8回 上腕骨骨幹部骨折 固定法①   |
| 第9回 上腕骨外科頸骨折 整復法①  | 第9回 上腕骨骨幹部骨折 固定法②   |
| 第10回 上腕骨外科頸骨折 固定法①   | 第10回 上腕骨外顆、内側上顆骨折概論 |
| 第11回 上腕骨外科頸骨折 固定法②   | 第11回 上腕骨外顆 整復法      |
| 第12回 上腕骨外科頸骨折 後療法  | 第12回 内側上顆骨折 整復法     |
| 第13回 上腕骨顆上骨折 概論  | 第13回 上腕骨外顆 固定法      |
| 第14回 上腕骨顆上骨折 整復法①  | 第14回 内側上顆骨折 固定法     |
| 第15回 上腕骨顆上骨折 整復法②  | 第15回 まとめ            |
| 修了認定の基準  |                     |
| ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。<br>・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。<br>・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。<br>・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。<br>・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。<br>この試験の点数は、実点の8割に計算される。 |                     |
| 評価方法   |                     |
| ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。<br>・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。  |                     |
| 使用教科書名   |                     |
| 柔道整復学 理論編<br>柔道整復学 実技編<br>その他関係書籍  |                     |

# 指導計画書

教科名 柔道整復実技Ⅲ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (( 全て ) ・ 一部 ・ なし ・ その他( ) )  
講師名 今林 亮平

| 実務履歴   | クリニック 他 柔道整復師                        |
|--|--------------------------------------|
| 指導内容及び指導方法   |                                      |
| 1. 指導の方法<br>実技とする。   |                                      |
| 2. 授業の概要・目標・到達目標<br>上肢の骨折の理論・整復法・固定法・保存療法、観血療法の適応について理解し、適切に診察、治療をできるようになることを目的とする。  |                                      |
| 3. 授業計画(予定)  |                                      |
| 第1回 橈骨近位端部骨折 理論・整復法  | 第1回 舟状骨骨折 理論・整復法                     |
| 第2回 橈骨近位端部骨折 整復法・固定法   | 第2回 舟状骨骨折 整復法・固定法                    |
| 第3回 肘頭骨折 理論・整復法  | 第3回 ベネット骨折 理論・整復法                    |
| 第4回 肘頭骨折 整復法・固定法   | 第4回 ベネット骨折 整復法・固定法                   |
| 第5回 モンテギア骨折 理論・整復法   | 第5回 中手骨骨幹部骨折 理論・整復法                  |
| 第6回 モンテギア骨折 整復法・固定法  | 第6回 中手骨骨幹部骨折 整復法・固定法                 |
| 第7回 復習   | 第7回 中間テスト                            |
| 第8回 中間テスト  | 第8回 中手骨頸部骨折 理論・整復法                   |
| 第9回 コーレス骨折 理論・整復法  | 第9回 中手骨頸部骨折 整復法・固定法                  |
| 第10回 スミス骨折 理論・整復法  | 第10回 基節骨基部・骨幹部の骨折 理論・整復法             |
| 第11回 コーレス骨折 固定法 ギプス固定法   | 第11回 基節骨基部・骨幹部の骨折 理論・整復法             |
| 第12回 コーレス骨折 固定法 ギプス固定法   | 第12回 中節骨掌側板付着部の裂離骨折 整復法・固定法          |
| 第13回 コーレス骨折 固定法 シーネ固定法   | 第13回 中節骨掌側板付着部の裂離骨折 整復法・固定法          |
| 第14回 コーレス骨折 固定法 シーネ固定法 クラメル作成  | 第14回 中節骨骨折(頸部骨折・骨幹部骨折)<br>理論・整復法・固定法 |
| 第15回 スミス骨折 固定法   | 第15回 復習                              |
| 修了認定の基準  |                                      |
| ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。<br>・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。<br>・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。<br>・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。<br>・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。<br>この試験の点数は、実点の8割に計算される。 |                                      |
| 評価方法   |                                      |
| ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。<br>・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。  |                                      |
| 使用教科書名   |                                      |
| 柔道整復学 理論編<br>柔道整復学 実技編<br>最新整形外科大系<br>骨折・脱臼<br>標準整形外科学<br>神中整形外科学  |                                      |

# 指導計画書

教科名 柔道整復実技Ⅳ  
 対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
 期間 前期・後期 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日  
 実務経験のある講師による指導 (( 全て ) ・ 一部 ・ なし ・ その他( ) )  
 講師名 谷山 雄一

| 実務履歴   | 整骨院 他               | 柔道整復師 |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
|--|---------------------|-------|--------------------------|------------------|-----|------------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---------------------|-----|----------------|-----|---|-----|---|-----|------------------------|-----|---|-----|---------------------|-----|-----------------|-----|--------|-----|---|-----|----------------------|-----|----------------|-----|---------------|------|---|------|--------|------|---------------------|------|--------------------------|------|---|------|------------------|------|---|------|---|------|------------|------|--------|------|-----------|------|-----------|
| 指導内容及び指導方法   |                     |       |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| <p>1. 指導の方法<br/>講義及び演習、実技とする。</p> <p>2. 授業の概要・目標・到達目標<br/>           上肢脱臼・軟部組織損傷<br/>           肩鎖関節脱臼 第2中手指節関節脱臼<br/>           肩関節脱臼(前方脱臼) 指節間関節脱臼(背側脱臼)<br/>           肩腱板損傷 母指MP関節背側脱臼<br/>           上腕二頭筋長頭損傷 槌指(マレットフィンガー)<br/>           肘関節脱臼(後方) 第1指MP側副靭帯損傷<br/>           肘内障 PIP関節側副靭帯損傷<br/>           肘内側側副靭帯損傷 ロッキングフィンガー(1, 2指)</p> <p>3. 授業計画(予定)</p> <table border="0"> <tr> <td>第1回</td> <td>肩鎖関節脱臼(理論、整復、固定)</td> <td>第1回</td> <td>肘内障(理論、整復)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>〃</td> <td>第2回</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>〃</td> <td>第3回</td> <td>肘内側側副靭帯損傷(理論、固定、検査)</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>肩関節脱臼(前方)( 〃 )</td> <td>第4回</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>〃</td> <td>第5回</td> <td>第1指MP関節脱臼(背側脱臼)(整復、固定)</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>〃</td> <td>第6回</td> <td>手指PIP関節脱臼( 〃 )( 〃 )</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>肩腱板損傷(理論、検査、固定)</td> <td>第7回</td> <td>復習(練習)</td> </tr> <tr> <td>第8回</td> <td>〃</td> <td>第8回</td> <td>第1指MP関節側副靭帯損傷(検査・固定)</td> </tr> <tr> <td>第9回</td> <td>上腕二頭筋長頭損傷( 〃 )</td> <td>第9回</td> <td>手指PIP 〃 ( 〃 )</td> </tr> <tr> <td>第10回</td> <td>〃</td> <td>第10回</td> <td>復習(練習)</td> </tr> <tr> <td>第11回</td> <td>肘関節脱臼(後方)(理論、整復、固定)</td> <td>第11回</td> <td>ロッキングフィンガー(1, 2指)(整復、固定)</td> </tr> <tr> <td>第12回</td> <td>〃</td> <td>第12回</td> <td>マレットフィンガー(整復、固定)</td> </tr> <tr> <td>第13回</td> <td>〃</td> <td>第13回</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第14回</td> <td>前期実技復習(練習)</td> <td>第14回</td> <td>復習(練習)</td> </tr> <tr> <td>第15回</td> <td>試験前練習(前期)</td> <td>第15回</td> <td>試験前練習(後期)</td> </tr> </table> |                     |       | 第1回                      | 肩鎖関節脱臼(理論、整復、固定) | 第1回 | 肘内障(理論、整復) | 第2回 | 〃 | 第2回 | 〃 | 第3回 | 〃 | 第3回 | 肘内側側副靭帯損傷(理論、固定、検査) | 第4回 | 肩関節脱臼(前方)( 〃 ) | 第4回 | 〃 | 第5回 | 〃 | 第5回 | 第1指MP関節脱臼(背側脱臼)(整復、固定) | 第6回 | 〃 | 第6回 | 手指PIP関節脱臼( 〃 )( 〃 ) | 第7回 | 肩腱板損傷(理論、検査、固定) | 第7回 | 復習(練習) | 第8回 | 〃 | 第8回 | 第1指MP関節側副靭帯損傷(検査・固定) | 第9回 | 上腕二頭筋長頭損傷( 〃 ) | 第9回 | 手指PIP 〃 ( 〃 ) | 第10回 | 〃 | 第10回 | 復習(練習) | 第11回 | 肘関節脱臼(後方)(理論、整復、固定) | 第11回 | ロッキングフィンガー(1, 2指)(整復、固定) | 第12回 | 〃 | 第12回 | マレットフィンガー(整復、固定) | 第13回 | 〃 | 第13回 | 〃 | 第14回 | 前期実技復習(練習) | 第14回 | 復習(練習) | 第15回 | 試験前練習(前期) | 第15回 | 試験前練習(後期) |
| 第1回  | 肩鎖関節脱臼(理論、整復、固定)    | 第1回   | 肘内障(理論、整復)               |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第2回  | 〃                   | 第2回   | 〃                        |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第3回  | 〃                   | 第3回   | 肘内側側副靭帯損傷(理論、固定、検査)      |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第4回  | 肩関節脱臼(前方)( 〃 )      | 第4回   | 〃                        |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第5回  | 〃                   | 第5回   | 第1指MP関節脱臼(背側脱臼)(整復、固定)   |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第6回  | 〃                   | 第6回   | 手指PIP関節脱臼( 〃 )( 〃 )      |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第7回  | 肩腱板損傷(理論、検査、固定)     | 第7回   | 復習(練習)                   |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第8回  | 〃                   | 第8回   | 第1指MP関節側副靭帯損傷(検査・固定)     |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第9回  | 上腕二頭筋長頭損傷( 〃 )      | 第9回   | 手指PIP 〃 ( 〃 )            |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第10回   | 〃                   | 第10回  | 復習(練習)                   |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第11回   | 肘関節脱臼(後方)(理論、整復、固定) | 第11回  | ロッキングフィンガー(1, 2指)(整復、固定) |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第12回   | 〃                   | 第12回  | マレットフィンガー(整復、固定)         |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第13回   | 〃                   | 第13回  | 〃                        |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第14回   | 前期実技復習(練習)          | 第14回  | 復習(練習)                   |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 第15回   | 試験前練習(前期)           | 第15回  | 試験前練習(後期)                |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 修了認定の基準  |                     |       |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。</li> <li>・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。</li> <li>・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。</li> <li>・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。</li> <li>・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。</li> </ul>   |                     |       |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 評価方法   |                     |       |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。</li> <li>・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。</li> </ul>  |                     |       |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 使用教科書名   |                     |       |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |
| 柔道整復学 理論編・実技編  |                     |       |                          |                  |     |            |     |   |     |   |     |   |     |                     |     |                |     |   |     |   |     |                        |     |   |     |                     |     |                 |     |        |     |   |     |                      |     |                |     |               |      |   |      |        |      |                     |      |                          |      |   |      |                  |      |   |      |   |      |            |      |        |      |           |      |           |

# 指導計画書

教科名 臨床実習Ⅱ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 後期 令和4年10月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 ( 全て ) ・ 一部 ・ なし ・ その他 ( )  
講師名 今林 亮平、野村 あゆみ、岡元 彩香

|  |   |
|--|---|
| 実務履歴   | 今林 亮平 クリニック 他 柔道整復師<br>野村 あゆみ 整骨院 他 柔道整復師<br>岡元 彩香 整形外科 他 柔道整復師 |
| 指導内容及び指導方法   |   |
| 1. 指導の方法<br>実習及び実技   |   |
| 2. 授業の概要・目標・到達目標<br>学外接骨院にて臨床実習を行う。講義や実習で学んだ柔道整復術が実際にどのように行われているかを学ぶことを目的とする。  |   |
| 1 医療人として必要な基本姿勢、態度<br>医療の現場で働くスタッフの一員として、ふさわしい身だしなみや言葉遣いはもちろんのこと、自分の役割と責任を理解し、行動できる姿勢を養う。  |   |
| 2 施術所の環境・管理<br>施術所での準備や後片付け、受付業務を行う。   |   |
| 3 施術録の記載方法<br>学校用の施術録を使用し、以下の点について学ぶ。<br>・施術録がなぜ必要か理解する。<br>・患者氏名など匿名化に配慮し、正確に疾患名、原因、症状等を記載する。<br>・指導者の診察内容(処置内容、経過)を記載する。<br>・実習期間中に1人の患者の施術録を可能な範囲で完成させる。  |   |
| 4 診察技法<br>指導者の診察を見学し、以下の点を考慮し、病態判断にいたる論理や根拠について理解を深める。<br>・痛みの状態<br>・問診・触診・検査法<br>・インフォームドコンセント  |   |
| 5 治療法<br>治療方針を思案、理解できる。<br>手技などの治療方法の意義について理解する。<br>診察技法と治療については、指導者は学生に問題提起などを行い、学生はそれについて施術録に記載し、診察技法や治療方法について理解を深める。  |   |
| 6 医療機器<br>機器の機能・効果・禁忌・操作について学習し、患者に使用する。また、機器を使用する際に必要な体表解剖について理解を深める。   |   |
| 修了認定の基準  |   |
| ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。<br>・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。<br>・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。<br>・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。<br>・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。<br>この試験の点数は、実点の8割に計算される。 |   |
| 評価方法   |   |
| ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。<br>・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。  |   |
| 使用教科書名   |   |
| 柔道整復学 理論編 改訂第5版<br>関係法規  |   |

# 指導計画書

教科名 トレーニング指導論Ⅱ  
対象者 柔道整復トレーナー学科2年  
期間 前期・後期 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
実務経験のある講師による指導 (全て・一部・なし・その他( ))  
講師名 三浦 尚之・今林 亮平・領家 大貴・新納 幸喜・和田 杏子

## 指導内容及び指導方法

### 1. 指導の方法

講義及び演習、実技とする。

### 2. 授業の概要・目標・到達目標

トレーニング指導者になるための知識と実践的能力を身につけることを目指す。

### 3. 授業計画(予定)

|      |                                  |      |                     |
|------|----------------------------------|------|---------------------|
| 第1回  | 特別な対象のためのトレーニングとプログラム            | 第1回  | 測定データの活用とフィードバックの実際 |
| 第2回  | 〃                                | 第2回  | 〃                   |
| 第3回  | 〃                                | 第3回  | トレーニングの運営           |
| 第4回  | パワー向上トレーニングの理論とプログラム作成           | 第4回  | 〃                   |
| 第5回  | 〃                                | 第5回  | 運動指導のための情報収集と活用     |
| 第6回  | パワー向上トレーニングの実際                   | 第6回  | トレーニング 実技の復習        |
| 第7回  | 〃                                | 第7回  | 〃                   |
| 第8回  | 有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの理論とプログラム作成 | 第8回  | トレーニング 実技の復習        |
| 第9回  | 〃                                | 第9回  | 〃                   |
| 第10回 | 有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの実際         | 第10回 | 試験対策                |
| 第11回 | 〃                                | 第11回 | 試験対策                |
| 第12回 | 運動と心理(1)基礎理論(2)スポーツ選手の競技力向上への活用  | 第12回 | 試験対策                |
| 第13回 | 運動と心理(3)一般人の健康増進への活用             | 第13回 | 試験対策                |
| 第14回 | トレーニング効果の測定と評価の実際                | 第14回 | 試験対策                |
| 第15回 | 〃                                | 第15回 | 試験対策                |

## 修了認定の基準

- ・原則として、履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。
- ・単位認定試験(学科・実技試験)、授業・実験・実習態度、および与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- ・原則として、単位認定試験の合格点は60点以上とする。
- ・不合格の場合は、期日を定めて再試験を行う。
- ・病気その他正当と認められる理由により、試験を受けられなかった場合は、追試験によって単位の認定を受けることができる。この試験の点数は、実点の8割に計算される。

## 評価方法

- ・単位認定試験(学科・実技試験)の得点、授業・実験・実習態度、課題の提出内容を対象として評価し、90点以上を「秀」、80-89点を「優」、70-79点を「良」、60-69点を「可」、59点以下を「不可」(不合格)とする。
- ・GPA算出に当たっては、秀=4.0、優=3.0、良=2.0、可=1.0、不可=0.0とする。

## 使用教科書名

トレーニング指導者テキスト 理論編  
トレーニング指導者テキスト 実践編  
トレーニング指導者テキスト 実技編  
認定トレーニング指導者 認定試験 模擬問題集